

令和7年度長期優良住宅化リフォーム推進事業 住宅性能に係る評価基準

補 足 説 明 資 料

令和7年4月12日

評価基準のうち、「その他同等の措置」と認められている措置を以下に示す。

1. 構造躯体等の劣化対策(木造)

対象項目	説明
b 土台(1)②	●ヒノキ等と同等の耐久性を有するものとして認められている措置 ・サワラ、ネズコ、イチイ、カヤ、コウヤマキ、インセンスシーダー、センペルセコイヤ、豪州桧(サイプレスパイン)*1,*3
b 土台(1)③	●同等の劣化の軽減に有効な措置として認められている措置 ・日本住宅・木材技術センターの優良木質建材等認証(AQ)の保存処理 2 種以上 *1
c. 浴室及び脱衣室(3)	●同等の防水上有効な措置として認められている措置 ・構造用合板(特類)+フローリング*3 ・耐水合板(普通合板1類、構造用合板特類又は1類)*1,*3 ・1階の脱衣室において、床下に「f.床下(2)①」に適合する換気口が設けられているとともに、床組(床梁、根太等)が防腐・防蟻に有効な薬剤が塗布され、加圧注入され、浸漬され、若しくは吹き付けられたもの又は防腐及び防蟻に有効な接着剤が混入されたものであり、かつ、床仕上げがフローリング貼りである仕様*3
d 地盤(1)③	●同等の防蟻性能として認められている措置 ・防蟻上有効なシートを床下の土壌表面に敷設*2 ・ベイト工法(特別評価方法認定を受けたもの、かつ住宅が存続する間、定期的なモニタリングが行われることが担保されるものに限る)*1
f 床下(1)①	●同等の防湿性能があると認められている措置 ・以下に適合する透湿抵抗のある防湿フィルム*1,*2 ・JIS A6930 住宅用プラスチック系防湿フィルム ・JIS Z1702 包装用ポリエチレンフィルム ・JIS K6781 農業用ポリエチレンフィルム ・これらと同等以上の効力を有する防湿フィルムで、厚さ 0.1mm 以上のもの ・フィルムの重ね幅は 150mm 以上、フィルムの全面を乾燥砂、砂利敷き、またはコンクリート押さえとし、基礎と取り合う部分等へ防湿フィルム周辺部に立上りを設ける。

※詳細については、必ず出典を確認のこと。

2. 省エネルギー対策

対象項目	説明
(1)のうち、断熱等性能等級2以上、省エネルギー対策等級2以上に関する部分	●同等以上の結露の発生の防止に有効な措置として認められている措置 ・内部結露計算条件に基づいた計算により内部結露が生じないことが認められるもの*1

※詳細については、必ず出典を確認のこと。

出典

- *1 「日本住宅性能表示基準・評価方法基準技術解説(新築住宅)2024 第1版第1刷(工学図書株式会社)(国交省住宅生産課等監修)」
- *2 「2022年版木造住宅のための住宅性能表示((公財)日本住宅・木材技術センター)」
- *3 「住宅性能表示制度関連 Q&A((一社)住宅性能評価・表示協会)」 <https://www.hyoukakyokai.or.jp/faq/index.html>